

平成24年9月

滋賀県議会定例会議案

目 次

		頁
議第126号	平成24年度滋賀県一般会計補正予算（第3号）	1
議第127号	平成24年度滋賀県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）	13
議第128号	平成24年度滋賀県病院事業会計補正予算（第1号）	17
議第129号	滋賀県防災会議条例および滋賀県災害対策本部条例の一部を改正する 条例案	19
議第130号	滋賀県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例案	20
議第131号	滋賀県地域活性化・公共投資基金条例を廃止する条例案	21
議第132号	滋賀県税条例の一部を改正する条例案	22
議第133号	滋賀県食品衛生基準条例の一部を改正する条例案	24
議第134号	滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条 例案	26
議第135号	平成23年度滋賀県一般会計および各特別会計歳入歳出決算の認定を求 めることについて	27
議第136号	平成23年度滋賀県病院事業会計決算の認定を求めることについて	28
議第137号	平成23年度滋賀県工業用水道事業会計決算の認定を求めることにつ いて	29
議第138号	平成23年度滋賀県水道用水供給事業会計決算の認定を求めることにつ いて	30
議第139号	契約の締結につき議決を求めることについて（彦根東高校耐震改修そ の他工事）	31
議第140号	契約の変更につき議決を求めることについて（琵琶湖流域下水道東北 部浄化センター建設工事）	32
議第141号	契約の変更につき議決を求めることについて（国道421号緊急地方道 路整備工事）	33
議第142号	権利放棄につき議決を求めることについて	34
議第143号	権利放棄につき議決を求めることについて	35
議第144号	権利放棄につき議決を求めることについて	36
議第145号	権利放棄につき議決を求めることについて	37
議第146号	権利放棄につき議決を求めることについて	38
議第147号	県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を 定めることにつき議決を求めることについて	39
議第148号	県の行う土地改良事業に要する経費について関係市が負担すべき金額 を定めることにつき議決を求めることについて	42

議第149号	流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて.....	44
--------	---	----

一般会計補正予算

議第126号

平成24年度滋賀県一般会計補正予算（第3号）

平成24年度滋賀県の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 214,487千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 494,372,435千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加および変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

上記の議案を提出する。

平成24年9月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		千円 1,597,506	△ 千円 25,304	千円 1,572,202
	1 分担金	398,822	△ 12,755	386,067
	2 負担金	1,198,684	△ 12,549	1,186,135
8 使用料及び手数料		4,586,297	△ 1,985	4,584,312
	2 手数料	68,901	△ 1,985	66,916
9 国庫支出金		49,082,747	△ 293,706	48,789,041
	1 国庫負担金	29,500,116	448,017	29,948,133
	2 国庫補助金	18,564,604	△ 752,555	17,812,049
	3 委託金	1,018,027	10,832	1,028,859
10 財産収入		1,521,918	34,037	1,555,955
	1 財産運用収入	487,478	34,037	521,515
11 寄附金		33,034	2,422	35,456
	1 寄附金	33,034	2,422	35,456
12 繰入金		29,186,586	1,316,815	30,503,401
	2 基金繰入金	27,578,750	1,316,815	28,895,565
14 諸収入		41,681,359	△ 633,092	41,048,267
	3 貸付金元利収入	33,404,478	△ 700,000	32,704,478
	4 受託事業収入	1,955,710	60,000	2,015,710
	7 雑入	2,090,025	6,908	2,096,933
15 県債		84,022,500	△ 184,700	83,837,800

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 県 債	千円 84,022,500	△ 千円 184,700	千円 83,837,800
歳 入	合 計	494,157,948	214,487	494,372,435
歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
2 総合政策費		千円 16,133,841	千円 5,275	千円 16,139,116
	1 秘書広報費	484,489	△ 658	483,831
	2 防災費	892,794	63,715	956,509
	3 総合政策企画費	10,706,052	△ 9,670	10,696,382
	4 県民生活費	1,858,257	△ 48,112	1,810,145
	5 文化費	2,036,982	—	2,036,982
3 総務費		20,375,980	66,159	20,442,139
	1 総務管理費	13,076,136	66,159	13,142,295
4 琵琶湖環境費		17,549,541	311,533	17,861,074
	1 水政費	2,392,923	△ 4,808	2,388,115
	2 環境費	4,184,366	7,082	4,191,448
	3 下水道費	2,999,688	20,712	3,020,400
	4 森林林業費	7,972,564	288,547	8,261,111
5 健康福祉費		83,016,568	776,606	83,793,174
	1 社会福祉費	38,068,401	930,566	38,998,967
	2 児童福祉費	13,389,802	111,668	13,501,470
	3 生活保護費	1,057,238	—	1,057,238

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 公衆衛生費	千円 22,754,102	千円 8,317	千円 22,762,419
	6 生活衛生費	669,152	750	669,902
	7 地域健康福祉費	1,127,762	—	1,127,762
	8 医薬費	5,941,056	△ 274,695	5,666,361
6 商工観光労働費		32,393,060	196,094	32,589,154
	1 商工業費	3,456,375	2,795	3,459,170
	2 中小企業費	25,482,331	1,114	25,483,445
	3 観光費	442,846	△ 2,095	440,751
	4 労政費	1,919,162	147,580	2,066,742
	5 職業訓練費	1,006,186	46,700	1,052,886
7 農政水産業費		14,036,687	27,005	14,063,692
	1 農業費	4,393,927	100,401	4,494,328
	2 畜産業費	1,328,300	476	1,328,776
	3 農地費	7,232,078	△ 93,822	7,138,256
	4 水産業費	1,082,382	19,950	1,102,332
8 土木交通費		44,165,847	△ 1,235,040	42,930,807
	1 土木交通管理費	4,225,222	△ 700,707	3,524,515
	2 道路橋りょう費	23,340,348	315,259	23,655,607
	3 河川費	8,536,194	△ 477,583	8,058,611
	5 砂防費	3,196,771	△ 298,791	2,897,980
	6 都市計画費	1,422,786	△ 24,114	1,398,672
	8 建築費	1,818,740	8,361	1,827,101
	9 住宅費	995,819	△ 57,465	938,354

款	項	補正前の額	補正額	計
9 警察費		千円 29,016,744	千円 39,746	千円 29,056,490
	1 警察管理費	26,199,849	4,834	26,204,683
	2 警察活動費	2,816,895	34,912	2,851,807
10 教育費		129,213,745	27,109	129,240,854
	1 教育総務費	15,886,186	28,759	15,914,945
	4 高等学校費	27,762,989	9,352	27,772,341
	5 特別支援学校費	11,946,331	△ 16,921	11,929,410
	7 社会教育費	1,537,595	4,225	1,541,820
	8 保健体育費	890,021	1,694	891,715
歳 出 合 計		494,157,948	214,487	494,372,435

議第126号
平成24年度滋賀県一般会計補正予算(第3号)

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
8 土木交通費	3 河川費	補助河川災害関連事業費	73,000 ^{千円}
11 災害復旧費	3 土木交通施設災害復旧費	補助土木施設災害復旧事業費	295,000
合 計			368,000

第3表 債務負担行為補正

1 追加

番号	事 項	期 間	限 度 額
93	原子力防災ネットワーク機器整備	平成25年度から 平成29年度まで	55,655千円
94	県庁舎改修事業	平成25年度	67,788千円
95	補助道路整備事業 (国道303号)	平成25年度から 平成26年度まで	200,000千円
96	補助道路整備事業 (国道421号)	平成25年度から 平成26年度まで	650,000千円
97	補助道路整備事業 (大津能登川長浜線)	平成25年度	60,000千円
98	補助道路整備事業 (平野草津線)	平成25年度	10,000千円
99	補助道路整備事業 (丁野虎姫長浜線)	平成25年度	30,000千円
100	補助道路整備事業 (間田長浜線)	平成25年度から 平成26年度まで	150,000千円
101	補助道路修繕事業 (大津南郷宇治線)	平成25年度	30,000千円
102	補助道路修繕事業 (山東一色線)	平成25年度	100,000千円

番号	事 項	期 間	限 度 額
103	受託道路事業 (山東一色線)	平成25年度	5,000千円
104	補助河川総合流域防災事業 (三 明 川)	平成25年度	70,000千円
105	単独河川改良事業 (高 時 川)	平成25年度	20,000千円
106	補助通常砂防事業 (北 谷 川)	平成25年度	60,000千円
107	補助砂防総合流域防災事業 (長命寺川支流)	平成25年度	120,000千円
108	補助砂防総合流域防災事業 (北 砂 川)	平成25年度	50,000千円
109	補助砂防総合流域防災事業 (平 子 川)	平成25年度から 平成26年度まで	150,000千円
110	補助急傾斜地崩壊対策事業 (上水谷地区)	平成25年度	60,000千円
111	県営住宅ストック総合改善事業	平成25年度	31,200千円
112	補助土木施設災害復旧事業	平成25年度	60,000千円
113	総合指揮システム機器整備	平成25年度から 平成30年度まで	889,000千円
114	通信指令システム機器整備	平成25年度から 平成30年度まで	1,156,000千円

2 変 更					
番号	事 項	補 正 前		補 正 後	
		期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
39	補助道路修繕事業 (下鴨大津線)	平成25年度	90,000千円	平成25年度	120,000千円
40	補助道路修繕事業 (葛籠尾崎大浦線)	平成25年度	50,000千円	平成25年度	130,000千円
42	補助広域河川改修事業 (日 野 川)	平成25年度	150,000千円	平成25年度	200,000千円
43	補助広域河川改修事業 (金 勝 川)	平成25年度	50,000千円	平成25年度	90,000千円
56	補助砂防総合流域防災事業 (前川支流)	平成25年度	50,000千円	平成25年度	80,000千円
63	補助急傾斜地崩壊対策事業 (沖島地区)	平成25年度から 平成26年度まで	90,000千円	平成25年度から 平成26年度まで	120,000千円
64	補助急傾斜地崩壊対策事業 (貫井地区)	平成25年度	40,000千円	平成25年度	80,000千円

第4表 地方債補正

変 更		
起 債 の 目 的	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額
県庁舎施設整備事業費	87,700 ^{千円}	128,300 ^{千円}
治 山 事 業 費	629,900	671,000
単 独 治 山 事 業 費	10,800	58,800
民間児童福祉施設等整備事業費	102,900	82,900
県営かんがい排水事業費	399,500	368,900
県営経営体育成基盤整備事業費	477,000	476,700
県営中山間地域総合整備事業費	95,400	95,500
地方道路等整備事業費	10,132,500	10,455,500
単独道路改良事業費	848,800	698,800
広域河川改修事業費	653,000	501,900
総合流域防災事業費	1,044,900	1,054,700
住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業費	313,500	288,700
河川環境整備事業費	147,900	85,600
堰堤改良事業費	94,200	65,900
河川等整備事業費	4,560,900	4,590,900
通常砂防事業費	376,500	192,800
地すべり対策事業費	28,600	21,200
公営住宅建設事業費	228,600	202,400
警察施設整備事業費	168,700	167,300
補助交通安全施設整備事業費	98,800	94,800

起 債 の 目 的	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額
単独交通安全施設整備事業費	611,400 ^{千円}	624,200 ^{千円}
計	84,022,500	83,837,800

議第126号
平成24年度滋賀県一般会計補正予算(第3号)

特別会計補正予算

議第127号

平成24年度滋賀県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成24年度滋賀県の流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 886,144千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,883,856千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

上記の議案を提出する。

平成24年9月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		千円 8,798,144	△ 千円 189,504	千円 8,608,640
	1 負担金	8,798,144	△ 189,504	8,608,640
3 国庫支出金		3,468,550	△ 497,001	2,971,549
	1 国庫負担金	2,347,339	△ 234,339	2,113,000
	2 国庫補助金	1,121,211	△ 262,662	858,549
5 繰入金		3,196,000	20,712	3,216,712
	1 一般会計繰入金	2,850,374	20,712	2,871,086
6 諸収入		210,597	49	210,646
	1 受託事業収入	203,491	49	203,540
7 県債		2,089,900	△ 220,400	1,869,500
	1 県債	2,089,900	△ 220,400	1,869,500
歳入合計		17,770,000	△ 886,144	16,883,856
歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 琵琶湖環境費		千円 13,683,304	△ 千円 886,144	千円 12,797,160
	1 流域下水道費	6,440,356	△ 886,144	5,554,212
歳出合計		17,770,000	△ 886,144	16,883,856

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前限度額	補正後限度額
流域下水道建設事業費	1,388,800 ^{千円}	1,168,400 ^{千円}
計	2,089,900	1,869,500

企業会計補正予算

議第128号

平成24年度滋賀県病院事業会計補正予算（第1号）

(総 則)

第1条 平成24年度滋賀県の病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(資本的収入および支出)

第2条 資本的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

(補正後の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1,122,000千円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。)

収 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 資 本 的 収 入		千円 2,501,000	千円 50,000	千円 2,551,000
	2 補 助 金	918,366	50,000	968,366

支 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 資 本 的 支 出		千円 3,623,000	千円 50,000	千円 3,673,000
	1 建 設 改 良 費	1,913,331	50,000	1,963,331

上記の議案を提出する。

平成24年9月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

条 例 案

議第129号

滋賀県防災会議条例および滋賀県災害対策本部条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成24年9月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県防災会議条例および滋賀県災害対策本部条例の一部を改正する条例

(滋賀県防災会議条例の一部改正)

第1条 滋賀県防災会議条例(昭和37年滋賀県条例第37号)の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和36年法律第223号」の右に「。以下「法」という。」を加える。

第2条第1項および第2項を次のように改める。

委員の定数は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定める人数とする。

- (1) 法第15条第5項第5号に掲げる者である委員 14人
- (2) 法第15条第5項第6号に掲げる者である委員 4人
- (3) 法第15条第5項第7号に掲げる者である委員 20人
- (4) 法第15条第5項第8号に掲げる者である委員 4人

2 前項第2号から第4号までに掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(滋賀県災害対策本部条例の一部改正)

第2条 滋賀県災害対策本部条例(昭和37年滋賀県条例第38号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第23条第7項」を「第23条第8項」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 滋賀県防災会議の委員の定数のうち第1条の規定による滋賀県防災会議条例第2条第1項の規定の改正に伴い増加した数を充当するため、新たに任命された委員の任期は、第1条の規定による改正後の滋賀県防災会議条例第2条第2項の規定にかかわらず、平成27年7月31日までとする。

議第130号

滋賀県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成24年9月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例

滋賀県国民健康保険調整交付金条例（平成17年滋賀県条例第97号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「7分の6」を「9分の6」に改め、同条第5項中「7分の1」を「9分の3」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の滋賀県国民健康保険調整交付金条例の規定は、平成24年度分の滋賀県国民健康保険調整交付金から適用する。

議第131号**滋賀県地域活性化・公共投資基金条例を廃止する条例案**

上記の議案を提出する。

平成24年9月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県地域活性化・公共投資基金条例を廃止する条例

滋賀県地域活性化・公共投資基金条例（平成22年滋賀県条例第1号）は、廃止する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第132号

滋賀県税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成24年9月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県税条例の一部を改正する条例

第1条 滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第38条の17中「100分の25」を「63分の17」に改める。

付則第22条第4項中「第20条第3項または第5項」を「第20条第2項」に改める。

付則第23条第1項中「原子力災害対策特別措置法第20条第3項」を「原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）附則第54条の規定による改正前の原子力災害特別措置法第20条第3項」に改める。

第2条 滋賀県税条例の一部を次のように改正する。

第38条の17中「63分の17」を「78分の22」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中滋賀県税条例付則第22条第4項および第23条第1項の改正規定 公布の日

(2) 第2条の規定および付則第3項の規定 平成27年10月1日

（地方消費税に関する経過措置）

2 第1条の規定による改正後の滋賀県税条例第38条の17の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に事業者（滋賀県税条例第38条の16第1項に規定する事業者をいう。以下同じ。）が行う課税資産の譲渡等（消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下同じ。）および施行日以後に保稅地域（同項第2号に規定する保稅地域をいう。以下同じ。）から引き取られる課税貨物（同項第11号に規定する課税貨物をいう。以下同じ。）に係る地方消費税について適用し、施行日前に事業者が行った課税資産の譲渡等および施行日前に保稅地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の滋賀県税条例第38条の17の規定は、付則第1項第2号に定める日（以下「一部施行日」という。）以後に事業者が行う課税資産の譲渡等および一部施行日以

後に保税地域から引き取られる課税貨物に係る地方消費税について適用し、施行日から一部施行日の前日までの間に事業者が行った課税資産の譲渡等および施行日から一部施行日の前日までの間に保税地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。

議第133号

滋賀県食品衛生基準条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成24年9月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県食品衛生基準条例の一部を改正する条例

滋賀県食品衛生基準条例（平成12年滋賀県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第51条」の右に「ならびに食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）第8条第1項」を加え、「基準および営業の施設についての業種別の公衆衛生の見地からの必要な基準」を「基準等」に改める。

第2条第4項中「食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）」を「政令」に改める。

第4条の次に次の1条を加える。

（食品衛生検査施設の基準）

第5条 食品衛生検査施設の設備に関する政令第8条第1項の条例で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室等を設けること。
- (2) 純水装置、定温乾燥器、ディープフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の検査または試験のために必要な機械および器具を備えること。

2 食品衛生検査施設の職員の配置に関する政令第8条第1項の条例で定める基準は、検査または試験のために必要な職員を置くこととする。

別表第2第2の1の項に次の1号を加える。

- (8) 前各号に定めるもののほか、生食用食肉（牛の食肉（内臓を除く。）であって、生食用として販売するものをいう。以下同じ。）の加工を行う場合にあっては次に掲げる基準に、生食用食肉の調理のみを行う場合にあっては次のアからウまでに掲げる基準に、それぞれ適合すること。

ア 生食用食肉を取り扱う場所は、他の場所と明確に区分すること。

イ 生食用食肉を取り扱う場所には、器具の洗浄および消毒ならびに手指の洗浄および消毒に必要な専用の設備を設けること。

ウ 生食用食肉が接触する設備および器具は、それぞれ専用のものとする。

エ 生食用食肉を取り扱う場所には、殺菌のための加熱を行う専用の設備および専用の冷

却設備を設けること。

別表第2第2の11の項に次の1号を加える。

(7) 1の項第8号の規定は、食肉処理業の営業施設について準用する。

別表第2第2の12の項に次の1号を加える。

(3) 1の項第8号の規定は、食肉販売業の営業施設について準用する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第134号

滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成24年9月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和32年滋賀県条例第30号）の一部を次のように改正する。

付則第5項第3号中「第20条第3項」を「第20条第2項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

そ の 他 の 議 案

議第135号

平成23年度滋賀県一般会計および各特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
上記の議案を提出する。

平成24年 9月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

平成23年度滋賀県一般会計および各特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
平成23年度滋賀県一般会計および各特別会計歳入歳出決算は、別冊決算書のとおりであるので、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、滋賀県監査委員の意見を付
けて認定を求める。

議第135号 平成23年度滋賀県一般会計および各特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて

議第136号

平成23年度滋賀県病院事業会計決算の認定を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成24年9月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

平成23年度滋賀県病院事業会計決算の認定を求めることについて

平成23年度滋賀県病院事業会計決算は、別冊のとおりであるので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、滋賀県監査委員の意見を付けて認定を求めらる。

議第137号

平成23年度滋賀県工業用水道事業会計決算の認定を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成24年9月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

平成23年度滋賀県工業用水道事業会計決算の認定を求めることについて

平成23年度滋賀県工業用水道事業会計決算は、別冊のとおりであるので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、滋賀県監査委員の意見を付けて認定を求める。

議第137号 平成23年度滋賀県工業用水道事業会計決算の認定を求めることについて

議第138号

平成23年度滋賀県水道用水供給事業会計決算の認定を求めるとについて

上記の議案を提出する。

平成24年9月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

平成23年度滋賀県水道用水供給事業会計決算の認定を求めるとについて

平成23年度滋賀県水道用水供給事業会計決算は、別冊のとおりであるので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、滋賀県監査委員の意見を付けて認定を求めると。

議第139号**契約の締結につき議決を求めることについて**

上記の議案を提出する。

平成24年9月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

契約の締結につき議決を求めることについて

次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号および滋賀県議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年滋賀県条例第11号）第2条の規定に基づき、議決を求める。

- 1 契約の目的 彦根東高校耐震改修その他工事
- 2 契約金額 1,546,650,000 円
- 3 契約の相手方 滋賀県高島市安曇川町西万木 926 番地
桑原・八田・高島建設工事共同企業体
代表者 株式会社桑原組
代表取締役 桑 原 勝 良

議第140号

契約の変更につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成24年9月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

契約の変更につき議決を求めることについて

平成22年6月21日議決を得た琵琶湖流域下水道東北部浄化センター建設工事請負契約を次のとおり変更することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号および滋賀県議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年滋賀県条例第11号）第2条の規定に基づき、議決を求める。

変更前の契約額	2,000,000,000円
変更減額	522,907,000円
変更後の契約額	1,477,093,000円

(参 考)

契約の相手方 東京都新宿区四谷三丁目3番1号
日本下水道事業団
理事長 谷 戸 善 彦

議第141号

契約の変更につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成24年9月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

契約の変更につき議決を求めることについて

平成23年3月9日議決を得た国道421号緊急地方道路整備工事請負契約を次のとおり変更することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号および滋賀県議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年滋賀県条例第11号）第2条の規定に基づき、議決を求める。

変更前の契約額	1,028,660,850円
変更増額	373,120,650円
変更後の契約額	1,401,781,500円

(参 考)

契約の相手方 大阪市中央区博労町二丁目2番13号
 大豊・大山建設工事共同企業体
 代表者 大豊建設株式会社大阪支店
 執行役員支店長 佐久間 崇

議第141号 契約の変更につき議決を求めることについて

議第142号

権利放棄につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成24年9月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

権利放棄につき議決を求めることについて

県内公立病院等の小児科、産科または麻酔科の診療等に従事した者に係る滋賀県臨床研修医研修資金貸付金の返還を免除することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、議決を求める。

1 貸付けの相手方

ほか2人

2 金 額 7,200,000 円

(参 考)

3,600,000円× 1人= 3,600,000円

1,800,000円× 2人= 3,600,000円

議第143号

権利放棄につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成24年9月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

権利放棄につき議決を求めることについて

県内公立病院等の小児科、産科または麻酔科の診療等に従事した者に係る滋賀県専門研修医研修資金貸付金の返還を免除することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、議決を求める。

1 貸付けの相手方

ほか1人

2 金 額 4,800,000 円

(参 考)

 $2,400,000円 \times 2人 = 4,800,000円$

議第144号

権利放棄につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成24年9月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

権利放棄につき議決を求めることについて

県内病院において診療等に従事した者に係る滋賀県医学生修学資金貸付金の返還を免除することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、議決を求める。

1 貸付けの相手方

2 金 額 1,440,000 円

議第145号

権利放棄につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成24年9月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

権利放棄につき議決を求めることについて

県内医療機関等に就職した者に係る県立看護師等養成所授業料資金貸付金の返還を免除することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、議決を求める。

1 貸付けの相手方

ほか147人

2 金 額 108,636,600 円

(参 考)

259,200円×	1人＝	259,200円
264,600円×	8人＝	2,116,800円
300,600円×	1人＝	300,600円
518,400円×	4人＝	2,073,600円
523,800円×	4人＝	2,095,200円
549,600円×	2人＝	1,099,200円
777,600円×	118人＝	91,756,800円
860,400円×	7人＝	6,022,800円
943,200円×	2人＝	1,886,400円
1,026,000円×	1人＝	1,026,000円

議第146号

権利放棄につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成24年9月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

権利放棄につき議決を求めることについて

滋賀県病院事業の診療、検査等に関する費用に係る請求権を放棄することにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第10号の規定に基づき、議決を求める。

納入義務者および金額

番号	納入義務者	金額	参 考
1		円 258,430	平成10年度から平成11年度までの診療、検査等に関する費用
2		210,540	平成12年度から平成13年度までの診療、検査等に関する費用
3		282,430	平成12年度から平成13年度までの診療、検査等に関する費用
4		885,574	平成14年度の診療、検査等に関する費用
5		350,610	平成14年度の診療、検査等に関する費用
6		667,240	平成14年度から平成15年度までの診療、検査等に関する費用
7		1,109,292	平成15年度の診療、検査等に関する費用
8		381,970	平成15年度の診療、検査等に関する費用
9		787,030	平成20年度から平成21年度までの診療、検査等に関する費用

議第147号

県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を
求めることについて

上記の議案を提出する。

平成24年9月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議
決を求めることについて

地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定に基づき、平成24年度において県の
行う次の建設事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を定めることにつき、議決
を求める。

事業名	関係市町名	負担すべき金額
補助林道事業	長 浜 市	1,500,000 ^円
	米 原 市	5,000,000
	計	6,500,000
県営経営体育成基盤整備事業	彦 根 市	2,100,000
	近 江 八 幡 市	250,000
	湖 南 市	461,000
	東 近 江 市	660,000
	計	3,471,000
県営中山間地域総合整備事業	東 近 江 市	1,000,000
	計	1,000,000
県営みずすまし事業	東 近 江 市	13,500,000
	計	13,500,000
県営農村振興総合整備事業	長 浜 市	5,700,000
	守 山 市	750,000
	計	6,450,000
単独道路改築事業	大 津 市	39,005,200
	彦 根 市	4,428,600
	長 浜 市	10,567,350
	近 江 八 幡 市	9,312,150

議第147号 県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

議第147号 県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

事業名	関係市町名	負担すべき金額
	草津市	3,540,200 ^円
	守山市	7,195,200
	栗東市	6,393,600
	甲賀市	12,212,100
	野洲市	6,731,200
	湖南市	3,805,600
	高島市	5,282,550
	東近江市	15,151,050
	米原市	2,389,500
	日野町	5,309,700
	竜王町	3,539,800
	愛荘町	109,950
	計	134,973,750
補助急傾斜地崩壊対策事業	大津市	5,000,000
	長浜市	8,100,000
	近江八幡市	7,300,000
	高島市	7,000,000
	米原市	800,000
	多賀町	9,000,000
		計
補助急傾斜地総合流域防災事業	長浜市	9,302,000
	栗東市	1,800,000
	甲賀市	4,000,000
	高島市	1,500,000
	日野町	4,500,000
		計
補助都市計画街路事業	彦根市	67,500,000
	守山市	143,965,125
	甲賀市	69,750,000
	東近江市	8,179,875
		計
単独都市計画街路事業	大津市	2,919,900
	彦根市	7,299,600
	守山市	2,773,800

議第147号 県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

事業名	関係市町名	負担すべき金額
	甲賀市	2,181,000円
	東近江市	1,031,100
	計	16,205,400
都市公園事業	野洲市	2,985,000
	計	2,985,000
<p>ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。</p>		

議第148号

県の行う土地改良事業に要する経費について関係市が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成24年9月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

県の行う土地改良事業に要する経費について関係市が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定に基づき、平成24年度において県の行う次の土地改良事業に要する経費について、関係市が負担すべき金額を定めることにつき、議決を求める。

事業名	関係市名	負担すべき金額
県営かんがい排水事業	彦根市	24,440,000 ^円
	近江八幡市	8,750,000
	草津市	32,165,000
	守山市	2,045,000
	栗東市	2,520,000
	甲賀市	48,609,000
	野洲市	1,125,000
	湖南市	14,814,000
	高島市	8,782,000
	計	143,250,000
県営経営体育成基盤整備事業	彦根市	2,074,000
	長浜市	80,393,000
	近江八幡市	3,377,000
	湖南市	4,957,000
	東近江市	18,863,000
	米原市	17,253,000
	計	126,917,000
県営農道整備事業	湖南市	5,031,000
	計	5,031,000

事業名	関係市名	負担すべき金額
県営中山間地域総合整備事業	彦根市	4,290,000 ^円
	甲賀市	14,700,000
	東近江市	4,016,000
	計	23,006,000
県営農村振興総合整備事業	長浜市	6,500,000
	計	6,500,000
県営農地防災事業	彦根市	11,000,000
	近江八幡市	3,500,000
	甲賀市	16,950,000
	東近江市	12,493,000
	米原市	2,400,000
	計	46,343,000
ただし、関係市の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。		

議第148号 県が行う土地改良事業に要する経費について関係市が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

議第149号

流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成24年9月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第2項の規定に基づき、平成24年度において県が行う流域下水道事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を次のとおり定めることにつき、議決を求める。

関 係 市 町 名	負 担 す べ き 金 額
大 津 市	83,821,300 円
彦 根 市	145,886,850
長 浜 市	162,274,140
近 江 八 幡 市	33,741,600
草 津 市	55,822,500
守 山 市	101,780,584
栗 東 市	97,867,966
甲 賀 市	44,823,400
野 洲 市	33,907,000
湖 南 市	37,090,950
高 島 市	33,935,500
東 近 江 市	84,412,030
米 原 市	44,898,510
日 野 町	13,356,050
竜 王 町	13,190,650
愛 荘 町	34,950,670
豊 郷 町	9,503,740

議第149号 流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

関係市町名	負担すべき金額
甲良町	10,569,580 円
多賀町	10,569,580
計	1,052,402,600

ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。